

## 回答書

平成30年11月21日

仙台弁護士会 会長 及川 雄介 殿

〒105-0003 東京都港区西新橋二丁目18番1号  
弁護士ビル2号館501号室 弁護士法人西国際法律事務所  
電話 03-6452-9855  
FAX 03-6452-9856  
弁護士 西 美友加



貴会からの当法人宛て2018年11月16日付け照会につき、代表の当職より、下記のとおりご回答いたします。

### 記

- 1 当職の母の故郷の宮城県遠田郡涌谷町は、人口約1万6000人で、弁護士が1人もいません。なので、高齢者や障がい者の皆様方の法的問題について、民生委員の先生方が、非弁と知りながら、助言を行っているのが実態です。
- 2 そこで、当事務所は、涌谷支所開設のために、不動産（但し、1階は当職居住のための住居、2階が事務所用のフロア）を借り、什器備品を整え、貴会に、上記事実を指摘して、「非常駐だが週2回の頻度で所長である当職が支所に赴き相談にあたり、事務員に業務を任せることは決してない。」と誓約して、開設の許可申請を出しました。それと同時に、支所開設につき法務局へ登記手続を行いました。
- 3 ところが、当事務所は、貴会から、理由の記載なき不許可通知を受領しました。不許可の理由が皆目見当つかず、再度許可申請を出す準備にかけましたが、取り急ぎ、法務局での登記後すぐに第一東京弁護士会の窓口に届出に行きました。すると、同窓口で、担当職員より、「登記簿上、仙台弁護士会所属の常駐の社員がいないので届出を受理することはできない。」と言われました。そのため、直ちに、当事務所は、涌谷町で常駐してくれる弁護士を「ひまわり求人」ほかあらゆる手段

を使って探しましたが、1人の応募もありませんでした。当事務所は、かかる状況を示して、再度、貴会に非常駐の許可申請を出しましたが、貴会から「不許可」と記載されたのみで理由なき通知を再び受領しました。

4 プロボノ（無償）で過疎地の高齢者や障がい者の法律相談を受けることを目的として涌谷支所を開設することにつき、何ゆえに「不許可」とされるのか理解に苦しみましたが、当事務所は、涌谷町に常駐する仙台弁護士会所属の弁護士の募集を継続し、且つ所長である当職が涌谷町に常駐すべく転居及び登録替えを具体的に検討する一方で、法令上非常駐の許可申請に回数制限や期限はありませんでしたので、更に詳細に涌谷町でのリーガルサービスの必要性を示して3度目の許可申請をしようと準備をしておりました。ところが、その矢先に、第一東京弁護士会の大川副会長から突然当職宛てに電話がかかってきました。同副会長曰く「たまたま第一東京弁護士会の会長が、仙台弁護士会を訪れた際、仙台弁護士会の会長から、第一東京弁護士会の会長に、西先生の事務所の支所の申請が2回あったがいずれも不許可にしたにもかかわらず、看板がかかっているから撤去せよ、との話があった。」とのことでした。当職が「この電話は一体何の手続に基づいてされているのですか？」と聞くと、同副会長は、「何の手続でもなく、本来なら然るべき措置を取るところ、そちらを慮ってこういう形で善処を求めているんですよ。看板にビニールカバーをかけてくれればそれですむんですよ。」と言いました。当職は「是非、本来の手続を取って下さい。その中で、これまでの経緯も含めて、反論させていただきますから。」と言いました。すると、同副会長は、「私は許可申請云々には関わりたくない。それは仙台弁護士会の問題ですから。」と言った後に、「本来の措置として。本当にいいんですか？」と語気強く述べました。同語気に、当職は、大変驚き、怖いと感じましたが、「どうぞ本来の措置をとって下さい。本件は、涌谷の方々を当事者とする訴訟の相手方代理人がやっていると思われ、このようなやり方が正しいとは到底思えませんが、賃貸借契約を即解除し支所開設を断念します。その結果について、どういう手続に従ってどこにご報告すれば良いのですか。」と言いました。これに対して、同副会長は、「そのような報告の手続はありま

せん。」と声を荒げて述べました。当該事実につき、同副会長ご自身、添付の書簡で自認されております。この極めて不透明な「仙台弁護士会の会長から、第一東京弁護士会の会長へ、同会長から同副会長への指示、それに基づく同副会長から当職に対する一方的な電話」に、当職は、驚愕するとともに、畏怖を感じました。弁護士会は、弁護士が社会に貢献するためにあるはずなのに、弁護士会が、権力と化して、弁護士が社会に貢献することを阻んでいる事態に直面し、言葉もなく、怖くて、怖くて、たまりませんでした。かかる同副会長の言動は、法令や適正手続きに基づかず「副会長」名で、一会員である当職に対し、「会長の指示である」と威嚇し、当職及び当事務所のプロボノ活動を不当に制限したものに他なりません。当該不法行為により、当職及び当事務所は、涌谷町に常駐してくれる弁護士を探し続けることも、所長である当職が転居・登録替えの上常駐することも、それにより届出をすることも、そして何より、当職らが、涌谷町の高齢者及び障がい者の方々に、無償でリーガルサービスを提供し同町の創生に貢献するという弁護士として果たすべき使命も、全て断念せざるを得ないこととなったのです。

5 当職は、かかる不透明な圧力がとても怖く、大川副会長から電話を頂戴したその日に、涌谷支所開設のために締結した不動産の賃貸借契約を解除し、その後、購入した什器備品（空調、冷蔵庫、洗濯機、机、いす等）を全て近所の方々に無償でお渡ししました。当職らのプロボノ活動に大いに期待してくれていた母や涌谷町の方々の落胆は、計り知れません。

6 当職及び当事務所は、常に、「仙台弁護士会に非常駐の許可申請中である。」「仙台弁護士会から許可を頂けていない。」「なんとかして仙台弁護士会に涌谷町でのプロボノ活動の必要性をご理解頂けるよう頑張る。」旨説明し、「開所を心から望んで頑張っているが、仙台弁護士会から許可を頂いていないので、業務をすることができない。」ことを、再三にわたり、各位にお話しております。実際、同所で、業務は一切できませんでした。貴会より非常駐をご許可頂けず、どんなに探しても、誰一人として、涌谷町に常駐を希望する弁護士がおりませんでしたので、業務をすることは全くできませんでした。そのため、来年、所長の当職自身が、宮城県

遠田郡涌谷町に住居を移し、第一東京弁護士会から仙台弁護士会に移籍して、同涌谷町に常駐し、同町の皆様方、特に、現在、貧困且つ情報から事実上遮断されている状況にあり適切なリーガルサービスを受けられずお困りの高齢者・障がい者の方々のために、無償で法律業務を提供する予定でございました。

7 しかしながら、上述のとおり、本年7月半ば、「仙台弁護士会の会長から、第一東京弁護士会の会長へ、同会長から同副会長への指示、それに基づく同副会長から当職に対する一方的な電話」を受け、当職は、とても怖くなり、非常に情けないのですが、当職には権力も財力も後ろ盾もないことから、致し方なく、涌谷支所開設構想を断念しました。当職は、心から、涌谷町の皆さん、そして、もしかすると当事務所のプロボノでお役に立てたかもしれない潜在的クライアントの皆さんに、大変申し訳ない気持ちでいっぱいです。

8 貴会は、当法人に対し、「社員の常駐義務違反」「届出義務違反」をご主張のようですが、上記の経緯で、当事務所は、

(1) 貴会より理由なき不許可通知を受け業務を行わせて頂けず、

(2) 届出も受理して頂けず、

(3) 常駐の社員を探し且つ所長である当職自身の転居・登録替えも含めた常駐を具体的に検討していた最中に、大川弁護士から何ら法令や適正手続に基づかず「副会長」名で一会員である当職に対し「仙台弁護士会の会長から、第一東京弁護士会の会長へ、同会長から同副会長への指示」があったと威嚇され、当職及び当事務所のプロボノ活動の機会を不当に制限され（また、貴会のご主張によりますと、貴会の会員であった当法人に対し、大川弁護士は、法令・適正手続によらず、一弁の「副会長名」を用いて、貴会からの退会を強いたこととなります。）、

(4) その上、貴会から、法令上の根拠条文のない「照会」への回答を求められ、

(5) 畳みかけるように、貴会から、業務を一切させてもらえず届出も受け付けてもらえなかったにもかかわらず、突如、「許可・届出の有無にかかわらず会員だから入会金及び会費が発生している」との名目で、会員向けの役務提供を一切受けていないにもかかわらず、19万1000円を払えとの請求を受け、

- (6) 理不尽とは思いながらも、これ以上当方の業務に支障を来されることを防ぐべく、同請求を甘受し同金員を即お振込みしたのに、未だ貴会から領収書すら頂けず、
- (7) にもかかわらず、その後、多忙を極める当職に大川弁護士から「副会長」名で事務所宛ての電話及び書簡が繰り返され、
- (8) そして、追い打ちをかけるように、再び、貴会から法令上の根拠条文のない「照会」への回答を求められ、その冒頭に「貴法人が所属する第一東京弁護士会への懲戒の請求を検討しております。」と敢えて記載されていることに再び恐ろしいと感じざるを得ない状況にあります。
- 9 上記8(1)乃至(8)の事実より、当職及び当事務所の社会貢献活動その他の業務が妨害されたことは明らかです。
- 10 以上が、今般の貴会からの照会に対する回答です。繰り返しになりますが、涌谷町民、特に、現在、貧困且つ情報から事実上遮断されている状況にある高齢者・障がい者の方々に、十分なリーガルサービスが提供されているとは到底思えない現状を踏まえて、貴会にて、同町に1つも法律事務所がなく、1人も弁護士がない状況でも、十分なリーガルサービスを恒常的に提供し続けていく体制を、しっかりと構築して頂きますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

以上

添付資料

平成 30 年 10 月 23 日

ご 連 絡

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-18-1 弁護士ビル 2 号館-501  
弁護士法人西国際法律事務所 西 美 友 加 殿

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3  
第一東京弁護士会 担当副会長  
弁護士 大川 康 平 (03-3595-8571)

前略

貴法人の宮城県遠田郡涌谷町への従たる事務所設置の件について、仙台弁護士会より法令違反等の行為があった疑いがあるなどの指摘を受けています。

ついては、貴職よりご事情等の説明をうかがいたく、日程調整のためご連絡いただければ幸いです。

なお、貴法人のホームページに登載された 2018.10 付「ご報告」添付 1 の平成 30 年 8 月 30 日付「回答書」にて当経緯について言及されていますが、仙台弁護士会及び第一東京弁護士会各会長間の協議や、これに基づく当職の貴職に対する電話は、未だ涌谷支所開設に関する仙台弁護士会の許可がない状態で、同支所開設を疑わせる看板の掲示を不適切なものとして指摘させていただいたものであって、同支所開設を阻止する「強い意向」によるものではありませんし、また「怖いと感じ」させる目的で行ったものでもありませんので、本回答書の内容については遺憾とすることを申し添えます。

草々